

別表第1（第5条関係）

請求金額または請求の経済的価値	調停料金の額
5,000,000 円以下の場合	54,000 円
5,000,000 円を超え 10,000,000 円以下の場合	75,600 円
10,000,000 円を超え 100,000,000 円以下の場合	75,600 円に 10,000,000 円を超える額の 1.08%に相当する額を加えた額
100,000,000 円を超え 1,000,000,000 円以下の場合	1,047,600 円に 100,000,000 円を超える額の 0.54%に相当する額を加えた額
1,000,000,000 円を超え 5,000,000,000 円以下の場合	5,907,600 円に 1,000,000,000 円を超える額の 0.27%に相当する額を加えた額
5,000,000,000 円を超える場合	16,707,600 円
経済的価値の算定ができない、または極めて困難である請求	協会が事案を考慮して決定する

*上記調停料金の額は、消費税8%を含む。